

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉施設等措置費徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇センター所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 5 年 5 月 8 日付けで行った、児童福祉法（以下「法」という。）56 条 2 項の規定に基づく児童福祉施設等措置費徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

令和 4 年 10 月 25 日に、担当職員から緊急を伴う一時保護にあたる一時入所の説明を受けた。担当職員から本児の母に、緊急措置として対応する旨の説明はあったが、本児が正式に施設入所したという説明は受けていないし、お金に関する話は一切なかった。

令和 4 年 10 月分から令和 5 年 6 月分までの措置費用は児童相談所の説明に則り、正式入所ではなく無効である。同年 6 月以降に、施設との正式入所の契約を実施した日時（同年 7 月分）からが支払う費用である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 9 月 2 0 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 1 8 日	審議（第 9 5 回第 3 部会）
令和 7 年 1 月 1 4 日	審議（第 9 6 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 5 0 条 7 号は、都道府県の支弁とする費用として、「都道府県が、第 2 7 条第 1 項第 3 号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第 4 5 条第 1 項又は第 4 5 条の 2 第 1 項の基準を維持するために要する費用」を挙げている。

また、法 5 6 条 2 項は、法 5 0 条 7 号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができると規定している。

- (2) 東京都は、児童福祉法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号。以下「細則」という。）1 条 2 項 1 号において、法 5 6 条 1 項の規定による負担能力の認定及び同条 2 項の規定による費用の徴収に関する知事の権限を、東京都児童相談センターの長（以下「センター所長」という。本件審査請求における処分庁である。）に委任することを定めている。

細則 3 3 条 1 項は、法 5 6 条 2 項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「本人等」という。）から徴収する費用の額は、別表第 1 に定める額を限度とすると規定しており、このうち、市町村民税所得割の額が 1 8 9, 0 0 1 円以上 2 7 7, 0 0 0 円以下でかつ市町村民税所得割の課税世帯にあたる階層区分 D 6 の場合、児童養護施設への入所措置に係る徴収金基準額（月額）は 4 1, 2 0 0 円としている。

細則 3 3 条 2 項は、同条 1 項の費用の徴収に当たっては、センター所長は、本人等の負担能力の認定を行うものとするとし、児童相談所長が採った措置に係る費用を徴収する場合は、当該児童相談所長の調査及び意見に基づき、本人等の負担能力の認定を行うものとする規

定している。

- (3) 法 27 条 1 項 3 号は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告があった児童につき、都道府県が行う措置として、児童を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等に入所させると規定している。

そして、東京都は、法 27 条 1 項 3 号の規定により児童福祉施設への入所措置がされた児童等に係る法 56 条の規定による費用徴収について、児童又はその扶養義務者の負担能力の認定及び徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的として、児童福祉施設等措置費徴収金認定要領（昭和 41 年 7 月 19 日付 41 民児童発第 166 号民生局長決定。以下「認定要領」という。）を定めている。

認定要領第 2・2・(1)は、「児童の場合の徴収基準は、児童又は扶養義務者の当該年度分（4 月から 6 月までの月分の費用の徴収については前年度分）市町村民税の課税状況等による階層区分に基づく徴収金基準額（別表第 1）とする。」とされている。

別表第 1 は、徴収金認定に係る階層区分を A から D まで定め、D 階層をさらに D1 の 1 から D1 4 まで定めている。

認定要領第 2・3・(2)・エによれば、D 階層は、A 階層を除き、当該年度分等の市町村民税所得割が課されている世帯をいうとされている。

認定要領第 7・1 によれば、徴収金額の決定は、東京都児童相談センターにおいて階層認定をした後、徴収金基準額の施設種別及び階層区分に応じた徴収金額を決定するとされている。そして、同・(1)によれば、新規措置の場合は、措置した月分から徴収するが、措置月日が月の初日でないときは、措置月日とその月の 15 日以前であるときは、その月分は徴収月額額の 5 割を徴収し、措置月日とその月の 16 日以降であるときは、その月分は徴収しないとされている。

なお、認定要領における上記取扱いは、法 56 条による費用徴収に係る運用基準として、合理性が認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本児について、令和 4 年 10 月 25 日に本件入所措置をしたことから、同月からの費用の徴収金額を算定したことが認められる。

そして、処分庁は、細則別表第 1 により請求人の世帯の階層区分を判

定するに当たり、児童相談所長から受領した費用徴収調書に添付されていた資料に基づき、請求人については、細則 33 条 2 項に基づきセンター所長が認定した負担能力（市町村民税所得割の額）により、市民税額所得割の額を 199,500 円と算定した。請求人世帯の階層区分は、細則別表第 1 の階層区分 D 6 に該当するから、児童養護施設への入所措置に係る徴収金基準額（月額）は 41,200 円となる（1・(2)）、本件処分において請求人に通知した徴収金額は、これと同額であることが認められる。

したがって、本件処分は、本件入所措置に係る費用徴収金額について、処分庁が、法令等の規定に則り、請求人の世帯の負担能力を適正に認定した上で行ったものであり、違算等もないから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、本件入所措置は緊急を伴う一時保護にあたるから、正式入所の契約をする以前の令和 4 年 10 月分から令和 5 年 6 月分までの措置費用は無効である旨主張する。

しかし、法 56 条 2 項は都道府県が、法 27 条 1 項 3 号に規定する措置を採った場合、入所に要する費用及び入所後の保護につき、法 45 条 1 項又は法 45 条の 2 第 1 項の基準を維持するために要する費用については、都道府県の長は、本人又はその扶養義務者から、その費用の全部又は一部を徴収することができる（1・(1)）と定めており、認定要領によれば、新規措置の場合は、措置した月分から徴収するが、措置月日とその月の 16 日以降であるときは、その月分は徴収しない（同）と規定されているところ、本児は令和 4 年 10 月 25 日から入所措置となり、現在も継続していることが認められる。

そうすると、同年 11 月分から措置費用を徴収した本件処分は、上記 2 のとおり、法令等の規定に基づき、適正になされたものと認められる。なお、審査会において本件審査請求に係る諮問書に添付された事件記録を精査したが、本件入所措置に当たって本児が一時保護されたことを証する記録はなかった。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子